平成 23年 9月 7日 情報化推進センター長制定

(設置)

第1条 徳島大学情報センター(以下「センター」という。)に、センターの外部評価を行う組織として、徳島大学情報センター情報化評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (目的)

第2条 委員会は、センターの多面的な活動状況を外部から客観的に評価するとともに、評価の 結果及び評価に関する資料を公開し、もってセンターの発展及び活性化に資することで、徳島 大学全体の情報化の推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 評価の実施項目,実施内容及び実施方法に関すること。
 - (2) 評価の実施及びその結果の公表に関すること。
 - (3) 評価の結果に基づく改善策に関すること。
 - (4) その他評価に関して必要なこと。

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、センターの運営に関して広くかつ高い見識 を有する者をセンター長が選考し委嘱する。
 - (1) 大学等の教育機関の職員及び元職員
 - (2) 産業界の関係者
 - (3) その他、センターの運営に関して広くかつ高い見識を有する者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、情報センター事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成23年9月7日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。